

## 総務関係 くづき

6	不在者投票	合併後、不在者投票所を4市町村ごとに各1ヶ所設置し、実施します。 (4ヶ所どこでも不在者投票が可能となります。) また、指定投票区制度(不在者投票の事務処理をする投票区を指定する制度)を設けます。 投票時間：午前8時30分～午後8時
7	コスモホール使用料	臼田町が徴収しています。 合併時は現行どおりとし、その後新市において他の会館使用料との整合を図っていきます。
8	固定資産税評価審査委員会	4市町村が同様に設置しています。合併時、新市において設置します。

## 民生関係

9	高齢健康優良者表彰	佐久市が実施しています。合併後も新市において実施します。 対象者 老人保健医療受給者で前年度無診療の者 (介護保険給付サービス利用者及び社会福祉施設入所者を除く)
10	国民健康保険運営協議会	4市町村とも同様に設置しています。合併時、新市において設置します。
11	環境基本計画	佐久市が策定しています。新市において現行の佐久市環境基本計画を基本に策定します。

## 保健福祉関係

12	手話通訳要約筆記者派遣事業	佐久市・臼田町・御代田町で実施していますが、御代田町が手話通訳要約筆記者の交通費を本人負担としています。合併時、佐久市・臼田町の例により統一します。 対象者 聴覚障害者等(音声又は言語機能障害者を含む) 派遣範囲 更生援護に関する相談、指導、会議における意思の疎通等、市長が認めた範囲 通訳手当 報償費：県要綱により定めた額 交通費：実費(ガソリン単価は県の基準)
13	障害者等共同作業訓練所事業	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、佐久市は委託、臼田町・浅科村は直営で実施しています。 合併時は現行どおりとし、運営方式は合併後に統一します。
14	知的障害者更生施設臼田啓明園管理運営事業	臼田町が実施しています。合併後も現行どおりとします。
15	知的障害児施設臼田学園管理運営事業	
16	民生児童委員協議会補助金	4市町村とも実施していますが、佐久市・御代田町が市町単独での補助を行っています。 合併時、佐久市の例により統一します。 市町村単独分補助金 現況 佐久市：1人につき6,000円/年、委員手帳分490円 御代田町：1人につき1,500円/年
17	小諸学舎ディサービス利用者負担金	佐久市・御代田町が実施していますが、平成15年度より支援費制度へ移行します。 合併後も支援費制度として実施します。 〈支援費制度〉利用者が事業者などと契約してサービスを利用した場合、市と利用者で費用を負担する制度
18	日本宇宙少年団佐久分団活動補助金	佐久市が実施しています。合併後も現行どおりとします。 事務局 佐久市子ども未来館
19	児童館運営委員会	佐久市・臼田町が設置しています。合併時、新市において設置します。
20	子ども未来館運営協議会	佐久市が設置しています。合併時、新市において設置します。
21	生きがい対応型通所介護事業	佐久市・臼田町・御代田町が実施していますが、対象者・利用者負担金・利用者負担金徴収方法・委託料に違いがあります。 合併時、利用者負担金・委託料は御代田町の例に、利用者負担金徴収方法は口座振替を原則に、委託先は従前の例とし、統一して新市の区域で実施します。 対象者 概ね65歳以上で、介護保険の対象とならない高齢者 対象料 1日1人当たり介護保険制度の要支援の介護報酬単価額：現況4,000円 利用者負担金 委託料の1割相当額：現況400円+食事代実費
22	家庭介護者支援・交流事業	佐久市・臼田町・御代田町が実施(浅科村は社会福祉協議会が実施)していますが、事業内容に違いがあります。 合併時、臼田町の例を基本に統一して新市において実施します。委託先は新市社会福祉協議会とします。 事業内容 在宅介護者リフレッシュ事業、介護者講座による介護者交流、介護者相談等